

格付実績報告有機農産物分類基準(目安)

1	野菜	タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む
2	果樹	
3	米	稲
4	麦	小麦、大麦
5	そば	
6	大豆	
7	その他豆類	落花生含む
8	雑穀類	トウモロコシ、きび、アマランサス など
9	ごま	
10	緑茶	生葉、荒茶
11	その他茶葉	紅茶の生葉(注1)、ルイボス など
12	コーヒー生豆	
13	ナッツ類	栗を含む
14	さとうきび	
15	こんにゃく芋	
16	パームフルーツ	
17	きのこ類	
18	桑葉	
19	植物種子	ひまわりの種、菜種、亜麻の種 など
20	香辛料	ハーブを含む(注2)
21	カエデの樹液	
22	その他の農産物	1～21以外の農産物

注1：紅茶の荒茶は加工食品に分類されます(農産物ではありません)。紅茶の場合、有機農産物の生産行程管理者が格付けできるのは生葉だけです。荒茶は有機加工食品の生産行程管理者でなければ格付できません。

注2：乾燥ハーブ、ハーブティーは加工食品です。農産物ではありません。